

日置市(鹿児島県)

(2005年5月1日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年5月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：53,391人(高齢化率 ⁽²⁾ 26.5%)	面積 ⁽³⁾ ：253.02k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：30人(法定上限30人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：454人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：22,626,749千円		
うち、地方税3,465,835千円、地方交付税7,395,371千円		
合併特例債発行予定額19,100百万円／同限度額23,900百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業10.5%、第二次産業30.6%、第三次産業58.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：予算書。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧東市来町	13,623人	31.5%	70.90k m ²	20人	119人	0.28	88.2%
旧伊集院町	23,961人	18.2%	55.83k m ²	22人	136人	0.47	81.1%
旧日吉町	5,934人	33.2%	29.25k m ²	16人	100人	0.17	97.3%
旧吹上町	9,873人	35.6%	96.99k m ²	18人	116人	0.22	89.9%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2002年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<②地方分権推進、④少子高齢化、⑤財政状況></p> <p style="margin-left: 20px;">日常生活圏の拡大や地方分権推進のための行政システムの確立、少子・高齢化の進展、厳しい財政状況など、これらに対応していくため市町村合併を選択した。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<①関係市町村間の合意、②住民の理解、⑧事務事業の調整></p> <p style="margin-left: 20px;"><最も重視したことの具体的な内容></p> <p style="margin-left: 40px;">合併協議会設立後、2回の合併枠組みの変更があった。合併協議においては、全会一致の原則で協議を行い、住民に対しては積極的な情報の公開、説明会を行った。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p style="margin-left: 20px;"><合併推進の具体的な活動></p> <p style="margin-left: 40px;">合併問題研究会等により合併に関する調査研究を行い、協議会設置後は首長自ら各種グループ・団体等へ出向き、また、議会では特別委員会設置や公民会長会との意見交換など積極的な取組みがなされた。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯	
該当なし	
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議	
合併問題研究会設立時は1市8町であったが、その後、1市2町が不参加を表明し6町による合併協議準備会を設立した。任意合併協議会を経て法定合併協議会を設立したが、市来町が脱退し5町となった。その後、合併協議が休止となり、金峰町を除く4町で新たに日置中央合併協議会を設立し、日置合併協議会は解散した。新たな合併協議なし。	
(3) 合併関係市町村の従前のつながり	
②郡の構成市町村の一部、④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部	
(4) 合併の端緒	
2000年12月、鹿児島県市町村合併推進要綱が策定されたこと。	
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2002年10月3日～2003年1月21日）	
構成メンバー	首長、議員各1名 計12名
運営上の工夫	任意協議会のほか、下部組織として助役・担当課長による幹事会を設置し、協議会に提案する事項について協議・調整した。広報誌等により住民へ周知を図った。
(6) 法定協議会（設置期間：日置合併協議会 2003年1月21日～2004年12月28日 日置中央合併協議会 2004年10月13日～2005年4月30日）	
住民発議等	有（ <u>直接請求</u> ・住民発議）・無 2002年8月25日、吹上町民から鹿児島市へなされたが議会に付議しない旨の回答。 2002年12月30日、串木野市の住民から市来町、東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町及び金峰町に対しなされた。市来町、東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町は付議する旨の回答をしたが、金峰町は付議しない旨の回答をした。 2003年5月30日、市来町の住民から串木野市、東市来町、伊集院町、日吉町、吹上町、金峰町に対しなされた。串木野市は付議する旨の回答、他は付議しない旨の回答。
構成メンバー	首長、助役、議員各2名、住民各3名、都道府県職員（総務事務所長）計29名
運営上の工夫	法定協議会のほか、幹事会（助役、総務課長、合併担当課長、議会事務局長、専門部会長）、小委員会（協議会委員）、専門部会（課局室長）、分科会（課局室補佐、係長、担当職員）を設置し、また、協議会の表決は全会一致を原則とした。協議会の内容を住民に周知するため、ホームページ掲載、協議会だよりの全戸配布を行った。
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）	
＜協議を行ううえでの工夫＞ 日置合併協議会が休止となり、その後、②期日、④事務所の位置及び電算システム等について、各町議会の確認を得た上で、日置中央合併協議会を設立したので、他の項目についても順調に協議することができた。	

<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始:</td> <td>04年11月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> <td>04年10月</td> <td>04年11月</td> </tr> <tr> <td>合意:</td> <td>04年11月</td> <td>04年10月</td> <td>04年11月</td> <td>04年10月</td> <td>04年11月</td> </tr> </tbody> </table>						(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始:	04年11月	04年10月	04年10月	04年10月	04年11月	合意:	04年11月	04年10月	04年11月	04年10月	04年11月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)																	
協議開始:	04年11月	04年10月	04年10月	04年10月	04年11月																	
合意:	04年11月	04年10月	04年11月	04年10月	04年11月																	
<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>日置合併協議会(5町)は、基本5項目以外の協議事項において意見の一致がみられず休止となった。新事務所の位置についても協議中であった。その後、基本5項目のうち②期日と④事務所の位置について賛同できる自治体だけで日置中央合併協議会(4町)を立ち上げたので、以後は順調に合併協議がなされた。</p>																						
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>町の合併であり対等合併が合併推進の点からベターであると各町の住民及び議会が判断した。</p>				<p>新設・編入</p>																		
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>電算統合など総合的判断による。</p>			<p>2005年5月1日合併</p>																			
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：名称応募。新市名称検討小委員会を設置し10点を選定。 全世帯を対象に意向調査を実施し小委員会で3点を選定。合併協議会委員の投票で決定。 選定理由：公募で圧倒的多数を占めた。</p>				<p>公募有・無</p>																		
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>新市の財政状況を考慮し、既存施設を活用することを前提にし、伊集院町を本庁とした。(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い) 新市の総合支所とした。</p>				<p>既存施設・新規建設</p>																		
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産) 正負ともになし</p>																						
<p>(8) 新市建設計画</p>																						
<p>計画の期間：10カ年</p> <p>理由 将来を見据えた幅広い長期的な視野に立つ必要があり、また、新市建設計画に基づく財政支援が10カ年であることなど。</p>																						
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>旧町の基本構想を踏まえつつ、さらに、住民アンケートの結果や新市まちづくり30人会からの提案などを通じて、4町の住民の意見が反映されるよう作成した。</p>																						
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>なし</p>																						
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>60万都市に隣接する地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくりをめざし、進むべき方向性を定めた。</p>																						
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画(基本計画・実施計画等)の内容></p> <p>関係町の基本構想、地理的特性を活かすため地域別の振興方向を盛り込んだ。 詳細かつ具体的内容については、総合計画に委ねるものとした。</p>																						

単位：百万円 ()は%	合併前 (2002年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2009年度	2014年度
歳入合計	22,622	21,740	20,049	19,366
地方税	3,793(16.8)	3,740(17.2)	3,648(18.2)	3,738(19.3)
地方交付税	8,923(39.4)	8,500(39.1)	7,562(37.7)	7,897(40.8)
歳出合計	21,874	21,740	20,049	19,366
人件費	4,288(19.6)	4,206(19.3)	3,875(19.3)	3,488(18.0)
(参考:一般職員数)	(471人)	(527人)	(493人)	(441人)
公債費	3,522(16.1)	3,707(17.1)	3,859(19.2)	3,765(19.4)
普通建設事業費	5,206(23.8)	3,431(15.8)	3,143(15.7)	2,783(14.4)
(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等				
行っていない。新市における都市計画区域及び用途区域については、新市において検討する。 現在実施している都市計画事業等については、新市に引き継ぎ実施する。 整備予定の都市計画事業等については、関係機関と調整の上、新市において検討する。				
(10) 住民への情報提供等				
<ul style="list-style-type: none"> ・広報誌等の配布（全26号。配布方法：全戸配布） ・住民説明会の開催（延べ380回開催、延べ17,722人参加） ・HPの開設（2002年12月開設、月2回定期更新、アクセス数30,000回） 				
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施				
(名称)：合併に関する住民アンケート (時期)：2002年12月 (対象者)：全世帯 (方法)：投票方式・ <input checked="" type="checkbox"/> アンケート方式 (郵送・訪問・ <input checked="" type="checkbox"/> 自治会に依頼)				
(12) 都道府県からの支援				
財政支援：鹿児島県市町村合併協議会運営費等補助金 7,740,000円 鹿児島県市町村合併特例交付金 137,387,000円 人的支援：旧伊集院町へ県職員1名を派遣、その後、合併協議会へ出向 協議会の構成に県職員の参加				
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無				
委託費	12,959千円			
委託内容	協議会・事務局看板作成設置業務、事務事業調整事業、例規整備事業、まちづくり計画策定業務、電算システム工程管理業務、新市例規策定業務、カウントダウンボード作成業務、市章選定アドバイザー業務、過疎計画策定業務、消防防災無線登録業務、新市ホームページ作成業務。			

(1)2002年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	有(定数特例(定数 人)・在任特例(在任期間 年 ヶ月))・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
その理由	人件費削減のため。

(2) 農業委員会の委員		
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> (2005年7月19日まで特例措置を適用)・無	
その理由	<p>現地調査等の業務を新市に移行後円滑に処理するため。また、4町のうち2町が2005年7月19日の任期となっているため適用期間を同日までとした。</p> <p>農業委員会については、合併時に統合するものとし、新市の農業委員会の選挙による委員の数については、23人とする。選挙については、合併前の町を範囲とする選挙区を設けて実施。選挙による委員については、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、2005年7月19日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。</p>	
(3) 三役		
旧東市来町	町長、助役、収入役は退職。	
旧伊集院町	町長、助役、収入役は退職。	
旧日吉町	町長、助役、収入役は退職。	
旧吹上町	町長、助役、収入役は退職。	
(4) 一般職		
定員管理	<p><定数の削減>合併時527人を10年で434人に削減(新市まちづくり計画による)</p> <p><新規採用の抑制>退職者2人に1人を採用(新市まちづくり計画による)</p>	
給与の調整	従来から同一の給与表を使用しており調整不要	
役職の調整	部制を設け、その他は組織機構が、現役職数とほぼ同数であったため、概ね現役職を配置できた。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合(総合支所方式)		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧東市来町	旧町の支所なし	
旧伊集院町	旧町の支所なし	
旧日吉町	旧町の支所なし	
旧吹上町	旧町の支所1箇所。合併後は出張所とし、合併後3年以内に廃止。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	<input checked="" type="checkbox"/> ・無	
その理由	議員数の減少及び旧市町村間において人口等の規模に差があることから、地域住民の意見が施策に反映されにくくなるとの懸念があり、施策全般に関し住民の意見を反映していけるよう設置した。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
入湯税	旧東市来町 100円 旧伊集院町 150円 旧日吉町 100円 旧吹上町 80円	合併時から80円に統一
(9) 上下水道使用料(調整方針:当面は旧自治体ごとに従前のおりとする)		
上水道料金	料金については、新市において経営分析を行い、2007年度から新しい料金体系に統一する。この場合、負担が増加する使用者に対しては、2007年度以降、3年間で段階的に調整を行う。	
下水道料金	伊集院町の例による。	

(10) 上下水道以外の使用料等 (調整方針：新市の市民が同一水準のサービスの提供を受ける使用料等については、原則として、同一の料金体系となるよう調整するものとし、各種事務事業の取扱いの中で別に定める。また、必要に応じて激変緩和措置を講じる。施設使用料については、原則として、現行のとおりとする。ただし、同種または類似の施設の使用料は、可能な限り統一に努める。)		
例外措置	なし	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：国民健康保険税の税率については2009年度までは不均一課税とし、2010年度に統一する。）		
賦課徴収方法	保険税4方式	保険税4方式
所得割	旧東市来町 7.30% 旧伊集院町 9.50% 旧日吉町 9.40% 旧吹上町 9.40%	合併年度から2008年度までは不均一課税。2009年度に統一。
資産割	旧東市来町 45.00% 旧伊集院町 55.00% 旧日吉町 62.00% 旧吹上町 65.00%	合併年度から2008年度までは不均一課税。2009年度に統一。
均等割	旧東市来町 23,000円 旧伊集院町 30,000円 旧日吉町 24,500円 旧吹上町 22,000円	合併年度から2008年度までは不均一課税。2009年度に統一。
平等割	旧東市来町 24,000円 旧伊集院町 30,000円 旧日吉町 23,000円 旧吹上町 23,000円	合併年度から2008年度までは不均一課税。2009年度に統一。
(12) 介護保険事業（調整方針：現在、広域連合により運営）		
第1号被保険者の月額基準保険料	旧東市来町 3,880円 旧伊集院町 3,880円 旧日吉町 3,880円 旧吹上町 3,880円	
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	合併時にネットワークシステムで運用できるよう電算機器及びシステムを統一して導入した。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
変更した場合、その内容と理由	字の区域は、現行どおりとし、現行の字の前に当該字の属する合併前の町の名称を付し、字の名称を変更した。（理由＝旧町名を残す）	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：7,800 百万円/ 10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	策定作業中（今年度中に策定）
総合計画	策定作業中（今年度中に策定）
(3) 合併による効果	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>地方分権一括法が施行され、地方分権の下では、自己決定、自己責任による地域づくりが原則となり、合併により高度で多様な施策・事業を推進することができる。</p>	
<p><④広域的視点に立ったまちづくりと施策展開></p> <p>旧町の特性を活かし、また、広域的視点で、より効果的なまちづくりができる。</p>	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>総務、企画等の管理部門の効率化や、サービス提供・事業実施を直接担当する部門等の強化・充実が図れる。</p>	
(4) 合併による問題点と解決策	
<p><②中心部と周辺部の格差が増大する></p> <p>周辺部の高齢化や人口減少による過疎化の進展が危惧されるが、地域審議会の開催や、今年度策定する総合計画などで周辺部の定住化を図る措置をしていかなければならない。</p>	
<p><③人口が増えるため、住民の声が届きにくくなる></p> <p>地域をきめ細かく反映させる体制づくりとして旧町ごとに地域審議会を設置した。市民が主体となった地域づくりができるように公聴会、行政モニター、インターネット等を活用していきたい。</p>	
<p><④各地域の歴史、文化、伝統が失われる></p> <p>まちづくり計画においても、地理的特性と歴史や自然との調和を生かしたふれあいあふれる健やかな都市づくりを基本理念としており、それぞれの地域に配慮したまちづくりを進めていく。</p>	
(5) 残された課題	
<p>行財政改革や住民福祉の向上など合併効果が市民に見えるような施策の展開 行政組織の見直し（職員定数、本庁・支所の役割、支所の機能など）</p>	